

岡山県税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布されたところであるが、平成21年4月1日から岡山県税条例の一部を改正する条例を施行して、同日から適用する必要がある事項がいくつかあるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日に専決処分したので報告する。

[条例改正の主な内容]

1 道路特定財源の一般財源化に伴う改正

目的税とされていた自動車取得税及び軽油引取税が地方税法上、普通税と位置付けられたことを踏まえ、これらの税を普通税とする。

2 景気対策の一環としての改正

(1) 自動車取得税

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に低燃費車又は低公害車等の「新車」を取得した場合に係る自動車取得税の税率を時限的に軽減する。

（附則第18条関係）

車種		税率 本来税率 → 軽減税率（軽減率）
電気自動車	自家用車	5.0%→0% (100%軽減)
天然ガス自動車	営業用車	3.0%→0% (100%軽減)
ハイブリッド自動車等	軽自動車	
次の2つ要件を満たすバス・トラック(3.5t超) ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成21年排出ガス規制適合	自家用車	5.0%→1.25% (75%軽減)
	営業用車	3.0%→0.75% (75%軽減)
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準25%上乗達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5.0%→1.25% (75%軽減)
	営業用車	3.0%→0.75% (75%軽減)
次の2つ要件を満たすバス・トラック(3.5t超) ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成17年排出ガス基準10%低減達成	自家用車	5.0%→2.5% (50%軽減)
	営業用車	3.0%→1.5% (50%軽減)
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準15%上乗達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5.0%→2.5% (50%軽減)
	営業用車	3.0%→1.5% (50%軽減)

(2) 不動産取得税

住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置（本則4%→3%）及び宅地評価土地の課税標準を価格の1/2とする特例措置の適用期限をいずれも平成24年3月31日まで3年間延長する。

（附則第15条及び附則第17条の3関係）

※ 平成21年度税制改正のうち、住宅ローン特別控除等に係るものについては、6月議会に改正条例案を諮ることとしているため、今回の専決処分の対象としていない。